

# 令和7年度 水質検査計画

## 鳴沢村簡易水道

本村の水道は、富士山の地下に貯蔵された清浄で豊かな地下水を水源としています。地下水は年間をとおし、一定した水温と、安定した水量・水質を持つため、とても良好な水道水となっています。

私たちが安心して水道水を飲むために、水質検査により、安全でおいしい水道水であることを定期的に調べています。

村民のみなさまに安心して水道水をお使いいただけるよう、令和7年度の水質検査の内容や検査体制を策定し、「水質検査計画」を作成しました。



三本松配水池

## 目 次

1	基本方針	5	臨時の水質検査
2	水道事業の概要	6	水質検査の方法
3	水道水源等の状況	7	水質検査計画及び検査結果の公表
4	定期的な水質検査	8	関係機関との連携

## 1 基本方針

### (1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓（各配水池を代表とする蛇口）に加え、井戸から配水池への入口地点（原水）でも行います。

### (2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目など、水質管理上必要と判断した項目についても行います。

### (3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

### (4) その他

水質検査は、毎日行う検査については村が自ら行い、それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託により行います。

水質検査結果については、村役場振興課窓口でご覧いただける他、村のホームページにも概要を掲載します。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和5年度の鳴沢村簡易水道の給水状況は、次のとおりです。

区分	内容
事業の名称	鳴沢村簡易水道事業
給水区域（給水区域面積）	村全域（34.02km <sup>2</sup> ）
給水人口	2632
給水世帯数	1,024世帯
年間給水量	849千m <sup>3</sup>
1日平均給水量	2,325m <sup>3</sup>
1日最大給水量	3,565m <sup>3</sup>

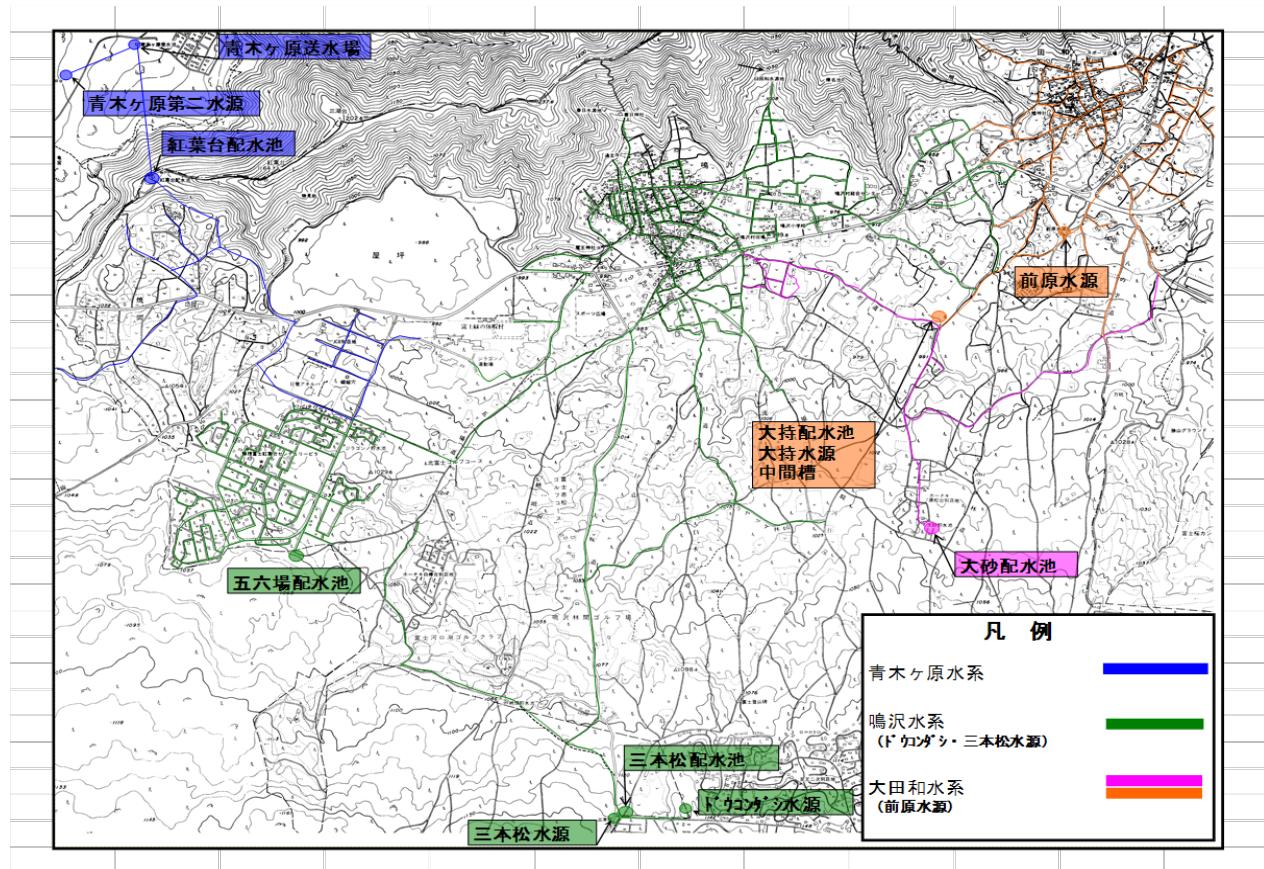
## (2) 水源及び配水池の概要

本村では、深井戸水を水源とし、汲み上げた地下水を3ヵ所の配水池により、塩素消毒したのち、給水しています。

配水場の位置と、それぞれの給水区域は「図1」のとおりです。

浄水場	紅葉台配水池	三本松配水池	大持配水池
所在地	焼間	大坂	大持
水源	深井戸（1本）	深井戸（2本）	深井戸（2本）
年間取水量（千m <sup>3</sup> ）	71	480	279
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水方法	直送	直送	直送

図1 配水池の位置と給水区域



### 3 水源の概要

#### (1) 水源及びその周辺の状況

本村の水道は、深さ約300mの深井戸水を使用しており、年間をとおして、水質・水量ともに安定しています。



#### (2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査では、浄水については水道水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水といえます。しかし、地下水は地質に由来するミネラル分を多く溶かしているため、硬度、蒸発残留物などがやや高めとなっています。

#### (3) 水質管理上の留意点

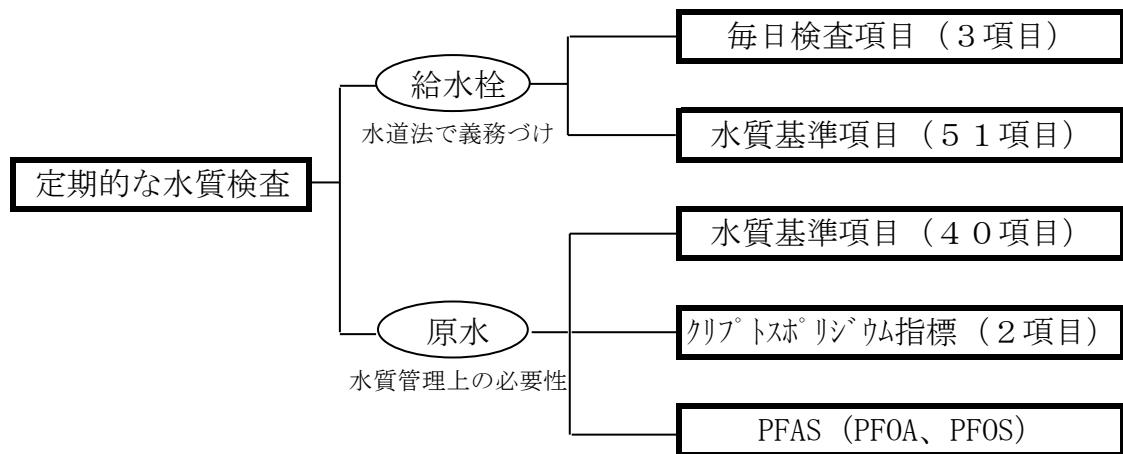
本村の水道水源は、恵まれた好ましい環境にありますが、地下水は、いったん汚染されると、浄化されるまでに非常に長い年月を要し、代替えの水源の確保などが必要となります。

現在のところ、水源周辺の地下水汚染は判明していませんが、山梨県森林環境部が実施する「地下水水質調査」の結果などから、周辺地下水の汚染状況を把握し、水源の監視強化を図っていきます。



写真左：三本松配水池 、写真右：大持配水池 （取水から配水まで一連の工程を自動監視しています。）

## 4 定期的な水質検査



### （1） 水源及びその周辺の状況

給水栓における水道水については、水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目（3項目）及び水質基準項目（51項目）について検査を行います。

#### 〔毎日検査項目〕

色・濁り・消毒の残留効果の3項目です。

#### 〔水質基準項目〕

基準値以下で給水が義務づけられている51項目です。

（次ページ「令和7年度 水質検査項目及び検査頻度一覧表」参照）

### （2） 検査の地点及び頻度

水道法で義務づけられている検査

#### 〔毎日検査項目〕

村内3カ所の給水栓（各配水池につき1カ所の蛇口）において、1日1回、検査を行います。

#### 〔水質基準項目〕

村内3カ所の給水栓（各配水池につき1カ所の蛇口）において、項目ごとに定めた回数（毎月～1年に1回）の検査を行います。

項目ごとの検査回数は「令和7年度 水質検査項目及び検査頻度一覧表」のとおりです。

## 令和7年度 水質検査項目及び検査頻度一覧表

番号	水質基準項目	基準値 (給水栓における)	原水 5箇所	青木ヶ原 第2配水系	大田和水系	鳴沢配水系	検査頻度を決めた理由
1	一般細菌	100個/ml以下	●	○	○	○	_____
2	大腸菌	検出されないこと	●	○	○	○	_____
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	●	●	●	●	平成22年度4月から基準項目
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	●	●	●	●	_____
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	●	●	●	●	_____
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	●	●	●	●	_____
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	●	●	●	●	_____
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	●	●	●	●	平成26年4月から基準項目
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l以下	●	○	○	○	_____
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	●	●	●	●	_____
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	●	●	○	○	_____
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	●	●	●	●	_____
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	●	●	●	●	_____
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	●	●	●	●	平成21年4月から基準項目
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	●	●	●	●	_____
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	●	●	●	●	平成23年4月から基準項目
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
21	塩素酸	0.6mg/l以下	—	○	○	○	_____
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	—	○	○	○	_____
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	—	○	○	○	_____
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	—	○	○	○	_____
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	—	○	○	○	_____
26	臭素酸	0.01mg/l以下	—	○	○	○	_____
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	—	○	○	○	_____
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	—	○	○	○	_____
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	—	○	○	○	_____
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	—	○	○	○	_____
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	—	○	○	○	_____
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	●	●	●	●	_____
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	●	●	●	●	_____
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	●	●	●	●	_____
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	●	●	●	●	_____
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	●	●	●	●	_____
38	塩化物イオン	200mg/l以下	●	○	○	○	_____
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	●	●	●	●	_____
40	蒸発残留物	5.00mg/l以下	●	●	○	●	_____
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	●	●	●	●	_____
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	●	●	●	●	過去の検査結果による
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	●	●	●	●	_____
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	●	●	●	●	_____
45	フェノール類	0.005mg/l以下	●	●	●	●	_____
46	有機物(全有機炭素TOC量)	3mg/l以下	●	○	○	○	_____
47	pH値	5.8~8.6	●	○	○	○	_____
48	味	異常でない	●	○	○	○	_____
49	臭気	異常でない	●	○	○	○	_____
50	色度	5度以下	●	○	○	○	_____
51	濁度	2度以下	●	○	○	○	_____
クリプトスボリジウム指標菌定量検査 大腸菌、嫌気性芽胞菌(2項目)		汚染判断参考基準値 検出されないこと	●	—	—	—	_____
PFOS及びPFOA		0.00005mg/l以下 (暫定目標値)	●	—	—	—	_____

(注)網掛けは、過去の検査結果などが一定の条件を満たす場合、給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目です。

(注)給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目については、検査頻度を定めた理由を明記しました。)

(注)検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

(注)検査頻度は次のとおりです。

○印は、毎月検査を行います。

○印は、3ヶ月に1回検査を行います。

●印は、年に1回検査を行います。

## 5 臨時の水質検査

### (1) 臨時の水質検査を行う要件

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 净水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき

### (2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、及びその他水質基準項目のうち必要な項目を検査します。

## 6 水質検査の方法

毎日行う検査については、浄水管理の一環として、村が自ら検査を行います。

それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた、検査機関に依託して行います。

## 7 水質検査計画および検査結果の公表

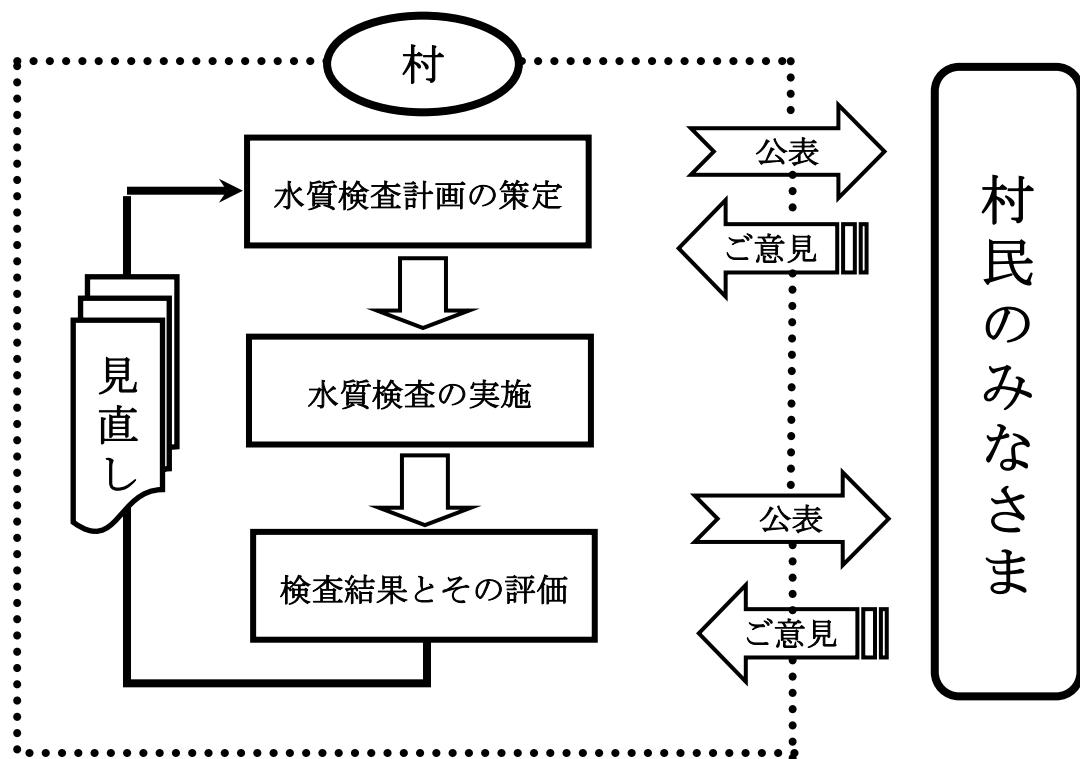
### (1) 公表

村民のみなさまに、安心して水道をお使いいただけるよう、村では水質検査計画と検査結果を公表します。

検査計画は、年度ごとに、前年度の3月末までに策定し、村のホームページに掲載するほか、役場振興課窓口でもご覧いただけます。

## (2) 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の評価や、村民のみなさまがたからのご意見を参考にさせていただきながら、次年度の水質検査計画に反映させ、よりよい計画を作成していきますので、水質検査の計画や結果についてご意見がありましたら宜しくお願いします。



## 8 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあったときは、国・県・近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換とともに、連携した迅速な対策を行います。

### お問い合わせ先

鳴沢村役場 振興課

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

TEL 0555-85-3083 (直通)

TEL 0555-85-2311 (代表)

ホームページアドレス <https://www.vill.narusawa.yamanashi.jp>